



きずな通信

社会保険労務士法人はしぐち・労働保険事務組合きずな 2025.2月 No.238

✉ takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp

立春を迎えましたが、まだまだ寒い日が続きます。体調を崩されませんようご自愛ください。

さて、昨年末からの、当事務所法人化による、口座変更手続きも終える事が出来ました。年末年始のお忙しい時期で、皆様方には大変ご迷惑をお掛けする形となってしまいましたが、快くご協力頂きまして本当にありがとうございました。事務所社員一同あらためまして感謝申し上げます。

【 2025 年人事関連の主な改正事項 】

改正育児・介護休業法 4月1日から施行

- ① 子の看護休暇が「子の看護等休暇」に
- ② 所定外労働の制限が「小学校就学前の子を養育」まで拡大
- ③ 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワークを追加
- ④ 3歳未満の子の育児のためのテレワーク導入（努力義務）
- ⑤ 介護休暇の継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止
- ⑥ 介護離職防止のための雇用環境整備の義務
- ⑦ 介護離職防止のための個別周知・意向確認等の義務
- ⑧ 介護のためのテレワーク導入（努力義務）
- ⑨ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

法改正に伴い、就業規則の4月1日付け改定が必要になります。
ご不明な点や、変更に関する相談は、当事務所又担当者迄ご連絡下さい！



休職者の相談が増えています！

休職は法律で定められた基準がなく、事業主の判断に委ねられています。その為、就業規則で休職制度を制定し周知することが重要になります。また、文書による休職の手続きを行うことも大切になってきます。ご不明な点がございましたら、トラブルになる前にご相談ください。

雇用保険料率変更（令和7年4月1日から）

	労働者負担 ①	事業主負担 ②	雇用保険料率 ①+②
一般事業	5.5/1000	9/1000	14.5/1000
農林水産事業	6.5/1000	10/1000	16.5/1000
建設の事業	6.5/1000	11/1000	17.5/1000

健康保険料率変更（令和7年3月分(4月納付分)から）

健康保険料率		介護保険料率	
～令和7年2月分	令和7年3月分～	～令和7年2月分	令和7年3月分～
9.85%	➔ 10.09%	1.60%	➔ 1.59%

その他主な 2025 年 4 月から施行

- ① 自己都合退職者の失業給付制限見直し（給付制限 2 カ月 ➔ 1 カ月に短縮）
- ② 高年齢雇用継続給付の縮小（給付率 賃金の原則 15% ➔ 賃金の原則 10%）

労度保険事務組合きずなの皆様へ

- 労働保険料第3期分の期限内の納付にご協力いただきありがとうございました。事業所様からお預かりしました労働保険料は2月14日（金）に無事、国へ納付致しました。領収証を順次発送しておりますので、御確認お願い致します。併せて、令和7年度年度更新のご準備も宜しく申し上げます。